

目黒区都市計画審議会会議録

令和元年度 第3回(266回)

[令和元年10月2日]

令和元年度第3回（通算第266回）目黒区都市計画審議会会議録

【発言】

【発言要旨】

会長 令和元年度第3回、通算266回の都市計画審議会を開催する。会議録の署名委員は私と大佛委員。

会長 傍聴申請の許可について諮る。（傍聴者1名）

～ 委員一同から異議なし ～

会長 傍聴者の入室を許可する。

会長 議題に入る。本日は3件の報告がある。議題、報告1「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）について」事務局から説明を。

区 ～ 説明 ～

会長 説明が終わったので質疑に入りたい。質問等があればお願いしたい。

委員 東京都にパブリックコメントが430通届いたということだが、都市計画道路といっても自分のところの道路がどうなっているかを分かっている区民は少ないと思う。パブコメを出したのは個人ではなく事業者が多いのか。

区 まだ都から詳細について届いていないが、約430通あったと聞いている。今後、年内策定のときに、パブリックコメントの内容、対応を公表して、最終的に基本方針ということで、そこで実際にどのようなパブリックコメントがあったかということが掲載される。それ以前に東京都から情報があつて、皆様にお伝えできるようであればお伝えする予定である。

委員 東京都の事情については分かった。例えば、自分のところが都市計画道路にかかっているけれど、いつ工事が始まるのかという問合せが私どもにあるが、こういった問合せは区の方にも結構あるものなのか。

区 区では都市計画道路の地図、都市計画施設図を作成している。前回の審議会でお配りし

ているが、ここが都市計画道路のエリアだということを示しているので、お分かりになっている方が多いとは思いますが、自分の所はどうかという問合せも区にはきている。

会長 それでは、他にいかがでしょうか。

委員 今回、目黒区内の都市計画道路については特に変更する路線はないということだが、目黒区から区内の都市計画道路について都に意見を挙げたことはあるのか。

区 目黒区からは、区内11路線については必要だということで挙げている。

委員 補助26号の目黒郵便局から平和通り商店街の入口の概成道路の拡幅が必要な部分、それから、補助47号だと本当に必要かという部分もあると思う。見直すべきは見直すを書いてあるが、目黒区の中でも都市計画道路に選定されいながら、未だに事業化に至っていない、あるいは事業化まで時間がかかりそうだという所は何か所かあると思う。そういう所については、補助26号の部分についても、交通に何らかの障害が起こっているということでもないし、補助47号についても住宅街でそれほど車の行き来もない、それから路線のそばには碑小学校など学校施設もある。都市計画道路として必要なのかという部分もあると思うが、区としては必要だと考えているのかお伺いしたい。

区 まず1点目の補助26号だが、この区間については延焼遮断帯が未形成になっている状況があるので、やはり拡幅をして延焼遮断帯を整備することが必要であると区としては考えている。

また、補助47号については、地域的な道路であり、概成区間と現道無区間に分かれているが、概成区間は、拡幅整備の有効性の検証を行って、現道無区間は検証をした結果として、代替道路がないこともあり、やはり必要であると考える。都市計画道路は何十年先ということで、今後どのような街づくりを進めていくかということで大変重要なものであるので、将来的に必要なかどうかというところがポイントになってくる。区としては、11路線全て必要であるという認識の下、都に回答をしている。

委員 補助47号についてだが、今、街づくりで相当な期間がかかるということを仰った。先程、策定の背景等ということで御説明があったが、事業着手までに期間を要することになり、都市計画法による建築制限がさらに長期化することが想定される、という記述もあるので、街づくりをやっていくのに長期的な視野で見なければならぬと、だからこそ、こうした建築制限などがさらに長期化することが考えられるということだから、可否についてはもし補助47号の都市計画道路の整備が長くなりそうだということであれば、見直し

ということも大いに検討すべきではないかと思う。

あとは補助26号の部分についても、先程、延焼遮断帯というお話があったが、延焼遮断帯という考え方については評価が分かれるところである。交通という点からみれば、今でも路線バスが走っている。交通渋滞も起きていないということで、東京都は防災の観点からそういう位置付けをしているが、その辺のところも見越して、本当に必要かどうかという検証は是非していただきたい。

区 検証して方針を立てているので、改めて検証することはない。基本方針案としてパブコメを出している。これは東京都の23区、26市、2町でやっている。補助26号については、東京都が概成区間のままではなくて、ちゃんとした整備をすると決めているから東京都の判断である。調べた中で検証した結果である。補助47号は、計画では16m道路である。平成12年に都区制度改革という清掃移管等含めて基礎的な自治体になった際に、まだどちらがやるかの取決めがされていない。補助47号が必要というのは、目黒区は区道の平均幅員4.8メートルという狭い区である。そうした中で、問題になるのが、道路がないと開発もできないし、建物が建たないということである。例えば、駒場東大前の国有地も道路がないのでそれなりのことしかできないのが現状である。区民センターも接道があまりよくない。9メートル道路に接していなければいけない。目黒区の課題は基盤が弱いということである。都では、2040年代に向けて、都市づくりのグランドデザインを策定し、また、東京都区域マスタープランを改定、目黒区も都市計画マスタープランを改定する方向で検討しているので、20年先の目黒を見据えた中で、やはり計画道路は必要だと思っている。それから、補助47号は、今補助46号が整備されているので、この関係で当然影響も出る。補助46号は自由が丘に繋がるので、東京都にもぜひ整備してほしいと伝えている。

委員 開発のために必要だとあったが、本当に開発が必要であるという部分については、個々判断があると思う。開発ありきという趣旨で言っているのではないと思うが、個々の状況を見て、目黒区としても見直しの意見なりを考えて、東京都に出していったほしいということを重ねて要望する。

会長 御意見・御要望として承りたいと思う。他いかがでしょうか。アドバイザー専門委員として参加された委員がいらっしゃるということで、何かありましたら。

委員 今回、第4次事業化計画、それからそれを受けた今回の在り方に関する基本方針、合わせて6年目になるかと思うが、ずっと議論してきて、如何せん都市計画の決定は、例えば関東大震災の直後だとか、あとは東京の中心部だと昭和21年の4月とか、かなり時間が

経っていて、いろいろと見直さないといけない案件が増えてきた。今回の在り方に関しては、個人的にはかなり突っ込んだ見直しをしたと思っている。細かくは資料を見ていただければよいが、目黒区に関しては対象となるのは補助127号線の1か所だけで、都市公園等の変更をする箇所、どうしてこういうことが起きるかという、道路を作る部署と都市公園の役所の部署が違うので、滞ってしまう。それについても今回踏み込んで、見直すということで議論が進んだということでは十分な成果が期待できると感じている。

会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

 それでは続きまして、報告2「祐天寺駅周辺地区整備構想策定について」事務局から説明をお願いします。

区 ～ 説明 ～

会長 説明が終わりましたので審議に入りたいと思います。御意見・御質問のある方は。

委員 区民意見も拝見して、良い事が書いてあるが、具体的なことがよく分からない。区の役割として、街づくりの支援、多様な主体との連携、等が書かれているが、具体的には予算や人だと思う。区の予算などは付くのか。あと、ファミリー層を呼び込むのはやはり良いと思うが、祐天寺が高価になってきて、住みづらいという項目があった。中目黒、祐天寺、自由が丘など、不動産が高い。不動産事業者へのヒアリングもされているのでお伺いしたい。それと、坂道について論議されているが、坂道は高齢者にとっても子どもを持つ親にとっても非常に住みづらいと実感している。それを逆手に取るような何かを考えていけない。バス停にベンチを置くとかそういった働きかけや、区に何ができるのか。それから予算面のことをお伺いしたい。

会長 何点か御質問が出た。事務局から回答を。

区 今は整備構想という段階で、本地区の将来像を定め、目標や街づくりの方向性を示し、抽象的な表現が多くなっている。今後、整備方針、整備計画というように深めていく中で、具体的な整備メニューをどういった優先順位で整備していくかということも含めて位置付けをしていく。予算面の措置やベンチを置くといったことも、今後方針や整備計画の中で位置付けていく予定である。区民意見でも具体的なアイデアをたくさん頂いているので、一つひとつ洗い出しをしているところである。予算がないと何もできないということにもなるので、手法も含めて作業しているところである。整備方針が策定しましたらお目にかきたいと思う。

委員 具体的には分からないということか。

会長 今年から来年度にかけての検討事項ということである。

区 分からないというより、街の状況を見て、基本的な考え方をまとめたものである。今回裏付けをして、整備方針を作る。整備方針で具体的な考え方をまとめていく。次に整備計画を作って具体的にここをこうしようと、スケジュールでメニュー化していく。何れにしても、お金が掛かる。一般財源では難しい状況である。健康福祉費だけで52%の予算を掛けており、都市整備費は5.9%なので、とにかく補助金をもらってこなくては行けない。そういった段取りに2年位、それも含めて検討して、次の具体性を持たせる。令和2年度には整備計画を策定するので、令和3年度以降に具体的な取組をしていく。具体性がないのではなく、具体性に向けた段階を今経ている。構想、方向性をまとめたところである。

会長 他には。懇談会に参加されている委員がいらっしゃるので、もし何かありましたらお願いします。

委員 駅前ロータリーの検討会議に呼ばれて、自由が丘の駅前ロータリーを区の事業でバリアフリー化を進めているが、変更したときに地元の意見をどのように取りまとめたか、当時の運営の仕方についてお話をした。一回しか参加していないが、その際の経験では、東急電鉄の通過線が新設されて、既に駅舎は新しい形になっており、改札の形が変わったので、それを受けて駅前ロータリーをどうするかという話になると思うので、これから、今のお話のとおり案ができていくと思っている。それから、商店街の関係で商業振興の会議にも出ているが、中目黒の高架下が新しい商店街になっている。それが100軒以上の長さで、祐天寺が見える所まで進んでいる。おそらく今後連環してくると思うので、今までお店でなかった高架下の部分について、商店の集積ができていくと思うので、そういったことも検討の中に入れていただくと良いと思う。

会長 ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

委員 街づくりニュースを発行しているということだが、祐天寺の方に、なかなか構想が伝わっていないという面があるので、今後街づくりニュースを頻繁に出すことと、どの範囲まで配布しているのか伺いたい。

会長 それでは事務局お願いします。

区 配布している範囲は、構想の範囲内、半径500メートルである。各戸配布を年1回しており、今年度も配布する予定である。予算の関係もありそれ以上は難しいが、できるだけ情報はお伝えできるようにしたいと思う。戸数は約1万3千世帯である。

会長 よろしいでしょうか。他には。

委員 過去の都市計画審議会で、映像関係を使用したことはあるか。

会長 プレゼンテーションツールのようなもので説明をしたことがあるかということか。

区 都市計画審議会では、今まで映像等を使用していない。

委員 できれば、先程の都市計画道路の議題になった部分などをなかなか見られないので、皆さんで共有するためには、その付近の映像があればだいぶ違うのではないか。今回の祐天寺も、写真はあるが、映像でも見せていただけるとよいと思う。建物がきれいになって、よくはなったが、言葉では危険性とかいろいろと指摘されているが、やはり現実の様子を一つに見せてもらえるとよい。

会長 この資料を見てください、という時間がかかってしまうと思うので。

区 写真ということでしょうか。祐天寺全体や道路も線なので難しいが、一般的なものがあればお示しできればよいが。祐天寺については資料には写真を載せている。

会長 多分、委員の御発言の趣旨としては、何ページにありますよということではなくて、その場で見せてもらった方が分かりやすいということかと思うが、これについては事務局に負担を掛けることにもなるので、手元資料だけではなくて図をビジュアルで見せられないかということなので、事務局の方でご検討いただきたい。

区 今の御意見を踏まえまして、どういう形で資料をうまく説明できるかということを経済局で検討したい。

会長 お願いします。他にないようであれば、議題を終了する。
続きまして、報告3「原町一丁目7番・8番地区防災街区整備事業に関わる都市計画案

について」事務局から説明をお願いします。

区 ～ 説明 ～

会長 御説明終わりましたので、質疑をお願いします。

委員 該当地区で現在営業している飲食店などのテナントについてだが、テナントの方もなかなか弱い立場にあり、今回もこの事業が始まり工事が始まったとすると、工事中の営業補償や、建物ができてからテナントが戻って来られるのか、不安に思っているテナントの方も少なくないと思う。そういった内容等は、組合とテナントとの折衝で決まっていくことと思うが、準備組合ということで、実際事業の認可が下りて、事業組合にならないと具体的なことも言えませんという現状の中で、テナントの方の不安や要望が区に挙がっているのか。そもそも区がそういったテナントの声を聞く態勢があるのかを伺いたい。

会長 事務局、いかがでしょうか。

区 テナントの方の声が区に挙がっているのかということだが、私どもとしてはテナントの方からの直接の声はきいていない。また、要望が区の方に来ているのかということについては、まずは地権者の方の生活再建が一番なので、まずはそれをやっていく。地権者の方の権利変換等についても、まず都市計画の決定が終わらないとそういったことに着手できないということがあるので、区としてはまず都市計画の決定をできるだけ早く行えるように進めている。都市計画の決定が出た後に、地権者の方々の今後についての説明をしていく。準備組合でも説明はしている。ただ、おそらく地権者の方々が、どういった形になるかまとまらないと、テナントの方にも具体的な案をお示ししていけないと思っているので、今後は法定手続きの中でそういったことがされていくものと思う。もう少し時間はかかってしまうと考えている。

委員 ありがとうございました。この話は、組合、オーナー、テナントとの折衝の話が第一だと思うが、目黒区がそこに丁寧な準備説明会を行っている中で、例えばオーナーを対象にした説明会の場を設けるのも良いと思うが、いかがか。

区 今回行った地元説明会についても、地権者を対象とした説明会ということではなく、近隣の方々を含めて、住んでいる方、テナントの方、いろいろな方を対象とした説明会なので、こうした中で区としては説明していきたい。地権者だけ、テナントだけといった説明会ではないので、今後も同じように説明会の必要があれば行っていく。

区 補足するが、準備組合が区に提案書を出してきて、それに伴って都市計画の手続きを進めてほしいということで、今現在、この内容でやっている。区としては、都市計画決定ということは区報にも出すし、区民に知らせ、公告・縦覧をする。都市計画法に基づく手続きである。区の説明会というのは、こういう都市計画の手続きを進めますという手続きなので、今お話になったことは、準備組合が自ら周辺に対して事業の説明をするものであり、区は別段事業の説明をする必要はない。区は提案を受けて、都市計画のための手続きに入ります、と区民に対して説明を行う。準備組合が周辺あるいは権利者に説明して、内容を精査していく。借家、テナントも含めて、整理していく。組合員が権利者として入っており、自ら組合員として責任を果たして行っていくということだ。テナントに関しては調整を個々がすべきだ。大事なのは、個々でできるかということ、できないので、事業コンサルがついている。首都圏不燃建築公社と、事業協力者の三井不動産レジデンシャル株式会社と大和ハウス工業株式会社が入っている。事業協力者がお金を出して、これから計画作りをしていく。区は子どもが育っているところを支援している。事業組合になったら区は管理監督になる。補助金が入っているので厳しく見ていく。区としての役割はそういうことである。

会長 他には。

委員 7月16日付けで建築基準法違反のお知らせがあったが、これについて説明はないのか。経過とか、なぜこういうことに至ったかという説明があった方がよいのではないか。

会長 事務局から説明を。

区 特定行政庁が違反行為を見つけたので、それに対して是正をしたという結果である。今回の都市計画決定のエリアに入っている中で発生したので、区で厳しく対応した。何をしたかということ、建築基準法違反で、建築確認申請を出していない。出していないのに工事をしたということで、前代未聞のことである。区としても、土地を貸したUR都市機構と、工事をしたピーエイという会社を呼んで、厳しく言った。現場では違反行為に対する是正として建築物を撤去しているところだが、まだ基礎が残っているので、それも壊すように言っている。リセットしないと次の事業に進めないということは厳しく言っている。そういう状況である。UR都市機構が土地を貸した株式会社ピーエイという会社が建築物を壊している。まだ壊し切れていない。今後についての報告を早くするように言っている。せっかく一生懸命やっている準備組合さんが迷惑を被っている。次の都市計画審議会で付議をして決定していくので、ちゃんと是正をし、今後のビジョンを出していかないと、同じ

区域にあるので迷惑を被っている、ということもUR都市機構に言っている。UR都市機構も組合員なので、今対応をしているところである。

委員 前回見てきたら建っていたのに、なぜ区が気付かなかったのか。

区 区が気付かなかったのではなく、区が気付いた。

委員 遅いのではないか。

区 担当者が現場を見た際、窓口にも相談に来ていないのになぜ建っているのか、会社に問合せをしたところ、3棟2階建てが建っているうち、1棟は建築確認申請を出して確認済証の交付を受けている。残り2棟はその確認済証をコピーし、偽造をして建築確認申請を出し確認済証の交付を受けたことにした。建築基準法違反なので、通常であれば一級建築士の資格は剥奪である。国土交通省にも届を出している。前代未聞のことである。発見したのは区の職員である。建築工事の途中で是正勧告をして壊すという指導をしているのも区である。

会長 なぜこういうことが起きてしまったのかという疑問があったと思う。他には。

委員 私は前回から参加して、再開発との違いが判らないが、再開発に携わった経験があるのでそれからすると、権利者がUR都市機構プラス地権者20名くらいということだが、どんな事業手法を使って、これによって、現状こうなのが、権利変換をして、新たな建物のイメージができてこういう形になるということがないと、地元の人には平面図だけでは、分かっている人間以外は計画の全体が見えない。シナリオはあるかと思うが。これから変わっていくとしても、だいたいこんなイメージだというパースが作られるのではないのか。そういうものがあれば、我々にも見せてほしい。それがないと、何を考えればいいのか分からない。

会長 事務局から回答を。

区 再開発のお話が出たが、項目や内容については再開発と同じである。権利変換なので、管理処分方式ではない権利変換方式を採っている。何が違うかというと、防災街区整備事業ということで、防災街区、例えば不燃化特区というエリア、原町・洗足1丁目のエリアに入っていて、不燃化のためのコア事業である。補助金が約3割出る。防災に資するような内容のメニューを全部入れないといけない。例えば備蓄とか、遮断帯、耐火物など。そ

ういうことで、再開発とは目的が違う。再開発は、目的の第一が街の賑わい、活性化、あるいは高度利用による地域の商店街等の活性化にあるが、防災街区整備事業は、目的の第一が防災性の向上で、プラス商店街の活性化である。提案を頂いているので、これを受けて区で都市計画を進めている。パースというのは、事業組合がこれから検討する内容である。地区計画の範囲内で行うため、高さは36メートルまで、容積は既定の容積でやる。容積アップはしない。既定の枠の中で、建物を建てる。一般的に言うと、西小山の向かい側、品川区側と概ね同じくらいの高さである。それは事業組合でプランを立てていく。一番大事なのは、事業を進めるには、採算性がないといけないので、保留床を設けている。3割補助金をもらえるので、組合としてはいろいろな防災機能を付けて、整備を考えている。区もそのような指導をしている。パースについては、無いということである。

委員 地権者が事業の全容を、基本的にはみんな理解していると思う。そのときに、既に隣にあるから分かるということではなく、出来上がった街は最終的にこういうイメージで、高さ36メートルとはどんなものかと。

区 準備組合でいろいろなアイデアを出しているところである。それはまだここには出せない。これからプランを出してきて、補助金の申請等の話が区に来る。今のところは、平面として都市計画を定めて、事業を進めていけるようにしているところである。

会長 たたき台のような案はあると思うが、地権者は分かっても公表できる段階ではないということである。

委員 我々が何を審議するのかというときに、事業後のイメージがあってそこに向かってやっているということは、当事者でない人間にも概要として分かるようにしてもらった方が話分かる。我々は何を考えるべきか、意味が分からない。

区 前回、準備組合から区に提出されたまちづくり提案書をお渡ししているが、提案書をご覧いただきたい。これから事業が進んでいくに当たって、目黒区でも、以前防災街区整備事業をやっているが、そのときと同じように進めていて、だいたい5年くらいで進んでいる。今進めているのは、ここを都市計画として定めないと、事業として進まないということがあって、それを今都市計画審議会にお諮りしている。先程申し上げたように、既定の容積率400%と、建蔽率80%で、高さも36メートルでとやっていくという枠がある。内容については、事業組合がこれからプランを作っていくので、都市計画としてこれを決定して初めてプランが作れる。次の作業に入れる。準備組合から事業組合になって、具体的なプランが作れる。補助金が入って、基本構想、基本設計、実施設計と進んでいく。今

の段階で決めることは、ここで防災街区整備事業をやってもいいかということ、都市計画として決定してもよいかということをお聞きください。エリア設定としてどうかということである。

会長 順番としては、まず都市計画が決まってから、これから具体的な事業や空間イメージのことを進めていく流れだということである。他には。

委員 都市計画決定の手続きについては仰ったとおりかと思うが、都市計画決定がいいのか悪いのかということをお聞きするには、地権者の方々の生活再建がどうなのかということが判断の一つに入る。防災の街づくりという観点とともに。そういう意味では、事業組合が地権者の人たちの生活再建を守り切れるのかという保証は必要だと思っている。目黒本町5丁目24番地区でも、結局地権者の中でそこに住めなくなって出て行った方もいるし、権利変換といっても全く持出しなしで入れたという人は少ないと聞いているので、やはり地権者がその地区でしっかりと生活再建できるのかどうか、防災の街づくりといっても地権者の生活がどうなるかということと結びついているので、準備組合に対して、生活再建できるように事業組合としても最大限努力すべきという指導を区からすべきかと思うが。

会長 御意見かと思うが、事務局から回答を。

区 指導については仰るとおりである。目黒本町5丁目24番地区だが、13人の地権者、皆さん本当に円満に終わって、再建できた。出ていった方は個別の理由があった。非常に良い内容だったと思っている。原町一丁目7番・8番の準備組合からこうした提案書が出て、これを受けて、ちゃんとやっているということで、区として手続きに入った。委員御指摘の点については改めて監督していく。

会長 よろしいでしょうか。他には。

委員 目黒区全体で言えることだが、林試の森公園など、他の区との境界周辺でいろいろな事業が進んでいる。いろいろ整備するうえで隣との関係は結構大変で、準備組合が一生懸命やるだけではないと思う。説明の中で、東急電鉄については改札口ができないという回答があったということだが、品川区にお願いしたバリアフリーについては、準備組合がどのくらいの優先順位で計画に盛り込むのか、また区がどれくらい後押しして品川区にお願いして、完成時には間に合うように予算化してもらうのか。その辺りの区のお考えについて伺いたい。

会長 事務局、いかがでしょうか。

区 西小山の駅前の地元でバリアフリー化を求めている広場というのが品川区立の広場である。準備組合や地元の方が要望したからといって品川区ですぐに何かできるものではないと考えている。区ではこれから他の件も含めて要望していく。目黒区のものであればいつまでにこういう方向性を、とお答えできるが、品川区の広場なので要望を伝えることはできても、いつまでにというのは難しい。区としては、品川区だから、目黒区だからということではなく、公共的な広場なのでバリアフリーの面で不足しているところがあれば使いやすい形にしていくことが好ましいと思っているので、品川区には引き続き要望していきたいと思う。

区 目黒区では、平成24年に目黒区交通バリアフリー推進基本構想を改定したが、来年度改定することで現在進めている。そういう中でも、委員仰るように、目黒区の鉄道関係は隣接区とまたがっている、接している状況なので、その中でどういう形で整備していけばよいのか考えていきたい。

会長 よろしいでしょうか。他には。

委員 建築基準法違反でUR都市機構がこれから基礎を取り壊すということだったが、駅前広場は準備組合ができていないが進めているということで、工程的にいつからというのを教えていただきたい。また、今度の計画で道路が広がると思うが、今UR都市機構が建てようとしているものは、今の建築基準法に適合しているということになると思うが、その辺はどうなっているのか。あと、賑わい広場は10年ということだが、起点はいつからか。

会長 事務局、お願いします。

区 UR都市機構がプロポーザルで土地を貸して賑わいを出せるような業者を選んだ。それがピーエイという会社である。土地を賃貸借契約で貸している。その中で、建築基準法違反が出た。準備組合の防災街区整備事業のエリアに入っている。UR都市機構は準備組合の組合員である。今回の件は、私どももURに対しては厳しく言っている。URとピーエイについて、きちんとこれからの方針を出すように言っている。いつから10年というのは、土地の賃貸借契約が10年になっているが、どちらにしてもリセットして考え方をさせようとしているので、内容が出次第、御説明できればと思っている。付議して、答申という形になる。同じエリアにあるので、賑わいと共同化エリア、最終的には防災街区ということで、防災性の向上、賑わいの向上を考えていたが、今の段階では具体的などころ

は出ていない。少しお時間をいただきたい。

会長 よろしいでしょうか。他、いかがでしょうか。特に無いようであれば、本日の審議は終了する。事務局から今後の予定等があれば。

区 次回第4回の開催日程については10月21日 午後2時からを予定している。詳細が決まり次第、各委員宛てに開催通知をお送りする。

会長 令和元年度第3回（通算266回）目黒区都市計画審議会を閉会する。

以上は、会議の概要であることを証する。

（署名委員）
